

平成 30 年産果樹共済（ぶどう、もも、すもも）の共済金 支払いについて

山梨県農業共済組合（NOSA I 山梨）は平成 30 年産の被害に対して、次のとおり共済金を被害農家に支払います。

1 共済目的の種類（樹種）別の共済金支払内容

	年 産	戸数（戸）	支払共済金（円）
ぶどう	H30	395	90,113,700
	（参考）H29	516	167,403,870
	対比	76.6%	53.8%
もも	H30	71	7,262,800
	（参考）H29	80	9,147,480
	対比	88.8%	79.4%
すもも	H30	26	1,710,550
	（参考）H29	143	14,527,800
	対比	18.2%	11.8%
総合計	H30	492	99,087,050
	（参考）H29	739	191,079,150
	対比	66.6%	51.9%

※かき、りんごについては翌年 1 月に決定し、支払われる予定です。

30 年産のぶどう・もも・すももの共済金支払総額は、9,900 万円余りとなり、過去 10 年間で 4 番目に少ない支払額となった。

ぶどうの共済金は、ぶどう・もも・すももの 3 樹種総合計の約 9 割を占める支払いとなった。高温による着色不良や晩腐病（おそぐされびょう）などが発生し、過去 10 年間で 4 番目に多い支払額となった。

もも、すももについては特に大きな被害はなく、過去 10 年間で最も少ない支払額となった。

2 支払年月日 平成 30 年 12 月 17 日から

3 共済金の支払い対象者等

共済金の支払いは 30 年産果樹共済に加入し、規定の減収割合に達した組合員が対象となります。

減収量が基準収穫量の 3 割（樹園地総合短縮方式は 4 割）を超過したとき、その超過した減収量に応じて共済金が支払われます。

4 主な被害の概況

(1) ぶどう

今年のぶどうにおいては、5 月中旬以降の高温により、着色不良が発生した。また、7 月下旬以降の降雨により晩腐病が発生した。その他、台風による棚の倒壊や、長雨による裂果などが発生した。

主な被害については以下のとおりである。

① 高温・乾燥害

〔内容〕 5 月中旬から 6 月中旬および 6 月下旬から 8 月上旬にかけて高温・乾燥となり、この時期に着色期を迎えていたデラウェアや大房系品種に着色不良が発生した。

② 雨害湿潤害（裂果）

〔内容〕 7 月が高温・乾燥で経過した後、7 月下旬から 9 月下旬にかけては前線や低気圧、台風などの影響により降雨が続いたことにより、大房系品種を中心に裂果が発生した。

③ 病害

〔内容〕 7 月下旬から 9 月下旬にかけての降雨等により、巨峰・ピオーネを中心に晩腐病が発生した。

④ 風害

〔内容〕 9 月の台風 21 号と 24 号により、県内全域で強風となり、落果や脱粒が発生した。特に台風 24 号の強風では、ぶどう棚が倒壊する被害も発生した。

(2) もも

今年のももについては、5 月中旬以降の高温・乾燥により、小玉果が発生した。その他、着色期の高温による着色不良や、台風による落果などが発生した。

主な被害については以下のとおりである。

① 干害

〔内容〕 5 月中旬から 6 月上旬および 6 月下旬から 7 月下旬にかけて高温・乾燥状態となり、この時期に果実肥大期を迎えていた園地で小玉果が発生した。

② 高温・乾燥害

〔内容〕 6月下旬から7月下旬にかけては降雨がほとんどなく、最高気温も平年を大きく上回る日が続いた。この時期に着色期を迎えていた園では、着色不良が発生した。

③ 風害

〔内容〕 7月の台風12号および9月の台風21号により、県内全域で強風となり、落果や傷果が発生した。

(3) すもも

本年のすももについては、7月の台風12号および9月の台風21号により、落果や傷果が発生した。その他、7月の高温により日焼け果が発生した。

主な被害については、以下のとおりである。

① 風害

〔内容〕 7月の台風12号および9月の台風21号により、県内全域で強風となり、落果や傷果が発生した。

② 高温・乾燥害

〔内容〕 6月下旬から7月下旬にかけて最高気温が平年を大きく上回る日が続き、日焼け果が発生した。

5 近年の共済金支払いの経過

樹種	過去10年の支払共済金との比較
ぶどう	30年産のぶどうの支払共済金は、過去10年間で4番目に多い支払額となった。ぶどうの過去10年間の平均額（約8,200万円）を超える額となった。
もも	30年産のももの支払共済金は、過去10年間で最も少ない支払額となった。ももの過去10年間の平均額（約2,700万円）も大きく下回っており、被害の少ない年であったと言える。
すもも	30年産のすももの支払共済金は、過去10年間で最も少ない支払額となった。すももの過去10年間の平均額（約2,000万円）も大きく下回っており、被害の少ない年であったと言える。

6 本県で実施している果樹共済の種類

本県で現在実施している果樹共済の種類は次のとおりです。

- (1) 半相殺減収総合一般方式（共済目的の種類はぶどう、もも、すもも、かき）
 - ・ 自然災害、病虫害、鳥獣害などすべてのリスクを対象とした共済
 - ・ 農家単位で減収量を算定
- (2) 半相殺減収総合短縮方式（共済目的の種類はぶどう、もも、すもも、りんご）
 - ・ 自然災害、病虫害、鳥獣害などすべてのリスクを対象とした共済（ただし、発芽期からが責任開始となりますので、発芽期以前に発生した雪害などは対

象外となります)

- ・ 農家単位で減収量を算定

(3) 樹園地単位総合短縮方式 (共済目的の種類はぶどう、もも、すもも)

- ・ 自然災害、病虫害、鳥獣害などすべてのリスクを対象とした共済 (ただし、発芽期からが責任開始となりますので、発芽期以前に発生した雪害などは対象外となります)
- ・ 園地単位で減収量を算定

(4) 樹園地単位特定危険方式 (共済目的の種類はぶどう、もも、すもも、りんご)

- ・ 暴風雨、ひょう害、凍霜害の3つの自然災害に限定した共済 (各災害単独の方式と、暴風雨とひょう害のセット方式、3つの災害のセット方式の合計5種類の方式)
- ・ 園地単位で減収量を算定

7 果樹共済の加入申込について

現在、31年産の半相殺減収総合短縮方式の加入申込みを受け付けています。同時に32年産半相殺減収総合一般方式についても受け付けています。

果樹共済制度の見直しにより、園地単位で補償する「樹園地単位総合短縮方式」と「樹園地特定危険方式」については、30年産で申込受付を終了しました。31年産からは、農家単位で補償する「半相殺減収総合一般方式」か「半相殺減収総合短縮方式」への加入をお願いしています。

加入する樹種については、すべての園地を申込みする必要があります。

お問合せ
山梨県農業共済組合 本所 (NOSA I 山梨)
Tel 228-4711 事業2課